

独立形態の選択

個人と法人とは こう違う

「始めやすさ」なら 断然、個人事業

独立形態を選ぶ最初の選択肢は、個人事業にするのか、法人を設立して事業を行うのかである。もちろん、個人でスタートして、後に法人を設立するという計画でもいい。いずれにしても、その選択をするための判断基準を持つておくこと。

始めやすさ、運営しやすさを重視するなら個人事業が有利。開始に際しての法的手続きも、運営上のルールも特になく、会計方法も簡易である。反対に法人は概して設立手続きが煩雑であり、運営に関しても様々な制約がある。独立当初の自分のパワーを考え、本業

以外にも力を割ける余裕があるかどうかという観点で判断してみることも必要だ。

独立の受け皿になる 法人はいくつももある

ちなみに法人の種類だが、実は250種類以上もある。病院経営なら医療法人、学校経営なら学校法人、老人ホーム経営なら社会福祉法人、農業経営なら農事組合法人……と、いくらでも出てくる。が、業種や事業規模とは関係なく選べるものとなる、ある程度は絞られてくる。その代表的なものが会社、企業組合、NPO法人の3つ。それぞれの特徴に関しては以降のページで詳細に説明するが、まずは概要を下の表で理解しておいてほしい。

法人種類の選択基準は 事業目的やビジョン

個人か法人かを選ぶ際、始めやすさとは別の基準もある。各法人の持つ特徴が予定している事業に有利に働くかどうかである。たとえば出資を広く求めたいなら会社、一緒に働く出資者が必要なら企業組合、活動趣旨に賛同する会員を集めるならNPO法人、といった具合だ。また、営利、非営利にかかわらず、法人であることが取引条件や免許交付条件となる分野で活動する、多くの従業員を募集する、事業を拡大するビジョンが確定的である。これらも法人を設立するための理由になる。以上のような点が見当たらないなら、個人事業でスタートすればいい。少なくとも、イメージだけで法人設立を図るのは得策ではない。

個人でも法人でもない 事業体LLPが誕生

LLPの正式名は有限責任事業組合。05年8月に施行された「有限責任事業組合契約に関する法律」にもとづいた新しい事業体である。通称のLLPは「Limited Liability Partnership」の略。法人ではないものの、様々な法的権利を有する組織である。LLPの最大の特徴は「構成員課税」と呼ばれる課税方式にある。出資者にとって有利な制度であることから、個人同士、法人同士、または個人と法人など、複数の出資者が共同事業を起す際の受け皿になると期待されている。詳細は「LLP設立のための基礎マニュアル」を参照。

個人事業、会社、LLP (有限責任事業組合)、企業組合、NPO法人の違い

区分	開業資金	設立手続き	資金調達	責任範囲	会計処理	税金
個人事業	制限なし。小資金でも可能	特に必要ない	出資は不可。融資は日本政策金融公庫などの公的金融機関からも可能	無制限に追及される	青色申告の場合でも簡易帳簿を選ぶことができ、比較的簡単	事業所得に対して所得税が課税される。また、地方税もかかる
会社	会社法の施行により、最低資本金制限撤廃。小資金でも可能	やや煩雑だが、自力でも手続き可能	出資、融資などの方法で調達が可能	株式会社や合同会社は出資範囲内の責任。ただし、借入れやリースなどは代表者が個人保証するのが通例で、実質的には無制限に追及されることが多い。合資会社の代表者(無限責任社員)は、もともと無制限に追及される	複式簿記による記載が必要で複雑	すべての利益に対して法人税がかかる。また、地方税もかかる
LLP	最低資本金制限なし。小資金でも可能	会社や企業組合などに比べると簡易	個人、法人を問わず組合員(出資者)になれるため調達しやすい。LLP名義で融資を受けることも可能	株式会社や合同会社と同様、出資範囲内の責任	複式簿記による記載が必要で複雑	LLP自体には課税されず、出資者が利益分配を受けた時のみ、その分配に対して課税される「構成員課税」が適用される
企業組合	最低資本金(出資金)制限なし。小資金でも可能	煩雑。また、設立には認可が必要なため、事業計画や内容、経営基盤などに関して行政庁(主に都道府県知事)のチェックを受ける	出資、融資などの方法での調達が可能。03年からは法人も組合員になれるようになったため、出資者の範囲も広がった	株式会社や合同会社と同様、出資範囲内の責任	複式簿記による記載が必要で複雑	会社同様の税率で法人税や地方税が課せられるが、登録免許税や印紙税の一部に非課税が認められる
NPO法人	資本金不要。小資金でも可能	煩雑。所轄庁の認証が必要であり、2カ月間の縦覧期間なども含むため、申請から設立まで4カ月程度かかる	会費収入、補助金・助成金、寄付など多彩な方法での調達が可能。もちろん事業収入も見込める。また、一部の自治体では融資制度もある	出資概念がないので社員(構成員)の責任規定は特にない。ただし、融資などを受けた場合は、代表者や理事が個人保証するケースが多い	複式簿記を用いず単式簿記でも可	事業所得に対しては会社と同率の法人税がかかる。ただし、会費収入、補助金・助成金、寄付金などには課税されない

個人事業の開業に必要な届出

対象	届出の名称	届出先	提出期限
個人事業を始める人すべて	個人事業の開業届等届出書	納税地の所轄税務署	開業の日から1カ月以内
	個人事業開始申告書	事業所所在地の都道府県税事務所	開業後すみやかに
	所得税の棚卸資産の評価方法・減価償却資産償却方法の届出書	納税地の所轄税務署	最初の確定申告の提出期限まで
青色申告を希望する人	青色申告承認申請書	納税地の所轄税務署	開業の日が1月15日以前の場合は3月15日まで。開業の日が1月16日以降の場合は開業の日から2カ月以内
	青色専従者給与を支払う人 青色事業専従者給与に関する届出書		
従業員に給与を払う人	給与支払事務所等の開設届出書	事業所所在地の所轄税務署	給与の支払いを始めて1カ月以内 随時(早ければ適用も早い)
	源泉税の納期の特例を受ける人 源泉徴収税の納期の特例の承認に関する申請書		

まずは個人事業を検討しよう

身軽に始めて、信頼と実績を養いつつ、変化に対応しながら堅実に事業を伸ばしていきたいという人は、個人事業からのスタートを考えてみてほしい。法人は、営利か非営利にかかわらず、定款という、いわばその団体の憲法のような約束ごとがあり、そこに記載した商号(社名)や目的(事業内容)などを急に変えたりすることはできないからだ。

個人事業といっても、屋号を付けて活動することには問題がない。ただし、屋号の中に、会社だとか法人だとかの文字を入れることは商法で禁止されている。また、共同経営者を持つことも、従業員を雇うことも自由。しかし、公共事業などは発注先を法人に限定するケースも多く、民間企業でも取引先を法人に限定する場合があります、その点での

デメリットはある。なお、個人事業には資本金の概念がないので、手持ち資金がなくても、それなりに事業は始められるが、独立後の資金計画はきっちり立てておきたい。そして事業が軌道に乗る、さらに拡大を期するのなら、法人化を検討してもいい。個人事業は財布が公私混同を起こしやすいので、自己管理が大切である。

個人事業、会社、LLP(有限責任事業組合)、企業組合、NPO法人の税金面での違い

区分	所得金額の計算方式	交際費	給与	住民税	事業税
個人事業	所得を10種類に分類し、おのおの所得計算を行う。一部は分離課税方式。原則として所得控除(配偶者控除など)を行い、総合課税される	特に限度枠はない。ただし事業に関連しない交際費は必要経費にならない	白色申告の場合は専従者1人につき50万円(配偶者は86万円)、青色申告の場合は専従者の給与と全額を必要経費に算入できる	都道府県民税や市町村民税は、超過累進税率によって課税される所得割と、自治体ごとに額が決められる均等割とがある	290万円の事業主控除後の事業所得金額に対して、原則5.0%の比例税率により課税される
会社	会社のすべての収入を益金の額とし、これから損金の額を控除して計算される	資本金1億円未満の会社であれば、一定額を損金算入できる。なお、1人当たり5000円以下の飲食費は全額損金算入できる	役員に対する報酬・退職金は、不当に高額でない限り、損金に算入できる。ただし、特定の条件に合致する同族会社(※)は役員報酬の一部が損金に算入できない	法人税額に対して5.0%~の都道府県民税と12.3%~の市町村民税が課税される法人税割と、7万円~(資本金1000万円以下の場合)の均等割とがある	法人税の課税所得に対して、年400万円以下は5.0%、400万円超800万円以下は7.3%、800万円超は9.6%の段階税率が適用される
LLP	LLP自体には課税されない。出資者が利益分配を受けた時のみ、その額を出資者の所得に加算し、個々の出資者ごとに課税が行われる	会社と同様の条件で損金算入することができる	そもそも組合員(出資者)は報酬(給与)を受け取ることができない。雇用した従業員への給与支払いは問題ない	LLP自体には課税されない	LLP自体には課税されない
企業組合	会社と同様の方式で計算される	会社と同様の条件で損金算入することができる	会社と同様の条件で損金算入することができる。役員賞与が全額損金に算入できないのも会社と同じ	会社と同様の税率が、法人税額に対して適用される	会社と同様の段階税率が適用される
NPO法人	会費収入、補助金・助成金、寄付金などを除く収入を益金の額とし、これから損金の額を控除して計算される	資本金がないので、NPO法人税務独特の計算式により法人規模を求め、その結果により全額損金にならない、あるいは、一定額を損金算入できる、などが決まる	役員に対する報酬・退職金は、不当に高額でない限り、損金に算入できる。役員賞与は全額損金に算入できない。ただし報酬を受け取ることができる役員は、役員総数の3分の1に限られる。もっとも役員が職員を兼務している場合は、職員としての立場で給与を受け取ることができる	法人税額に対して5.0%~の都道府県民税と12.3%~の市町村民税が課税される法人税割と、7万円~の均等割とがある。ただし条例によって均等割を課税しない自治体もある	会社と同様の段階税率が適用される

※同族会社とは、株主(出資者)が3人以下、ないしは株主(出資者)の同族関係者(株主などと関係のある個人や法人)が有する株式の総数(出資の金額の合計額)が、その会社の発行済株式の総数または出資の金額の50%を超える会社のこと。ただし「役員報酬の損金一部不算入」の対象となる同族会社は、同族関係者で株式の90%以上を有し、かつ常勤役員が過半数を占める会社のこと

会社設立の ための 基礎マニュアル

06年5月に施行された会社法は、独立を目指す人にとって無視できない法律である。従来の商法が規制型なら、会社法は選択型であ

り、資本金の額も、役員の数や任期も、商号（社名）の付け方も、「どうぞ自由に選んでください」という趣旨である。だから、独立を目指す人が会社をつくらうと思えば、自分の事業にとって有利な会社スタイルは、どういもののかを自分自身で考え、決定する必要が出てきたわけだ。それを実行するためには、どのような選択肢が与えられているのか、反対に許されていないのはどういうことかなどを理解しておかなければならない。会社法は決して難しい法律ではない。会社設立を考える人は、ぜひとも学習に取り組んでほしい。

会社の種類を選ぼう

大きく2種類に分かれる株式会社

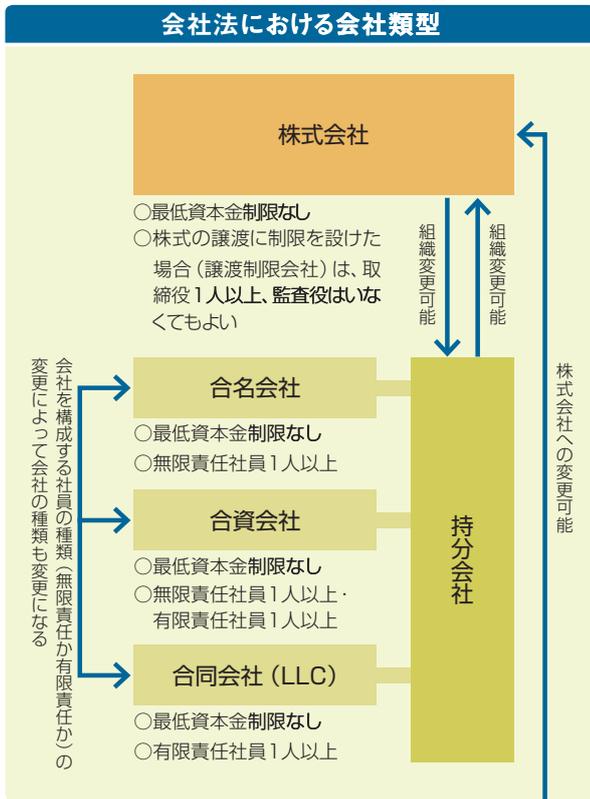
大別すると、株式会社には、小さな株式会社（株式譲渡制限会社）と大きな株式会社（株式非譲渡制限会社）の2種類があると考えていい。

定款（その会社の基本的な事項を定めたいわば「会社の憲法」のようなもの）に、株式の譲渡を制限する旨を記載して株式譲渡制限会社になれば、「取締役1人」「監査役なし」など、従来

の有限会社に似た株式会社を設立することができる。

一方、株式譲渡制限をしない場合は、従来の株式会社同様、取締役3人以上、監査役1人以上を選出する必要がある。独立当初、どちらを選ぶかとなれば、株式を譲渡制限して、小さな会社として始めるのが一般的である。

ちなみに既設の有限会社は株式会社へ変わることも、商号中に有限会社の文字を残したまま存続することも許されている。ただし、既設有限会社は、あくまで経



会社法施行以前に設立された有限会社は、商号中に「有限会社」の文字を残したまま存続することができる。現在は、新たに有限会社を設立することはできない

株式会社と合同会社の違い

	合同会社	株式会社	
		譲渡制限会社	非譲渡制限会社
最低資本金	制限なし	制限なし	
出資者	有限責任社員1人以上	発起設立：1人以上無制限 募集設立：2人以上無制限	
出資の内容	現金、現物のみ	現金、現物のみ	
出資者の責任範囲	出資額の範囲内	株式の引受額の範囲内	
取締役の数	必要ない	1人以上	3人以上
監査役の数	必要ない	いなくてもよい	1人以上
代表取締役	必要ない	いなくてもよい	1人以上
取締役会	必要ない	置かなくてもよい	必要
役員任期	制限なし	取締役：10年まで延長可 監査役：10年まで延長可	取締役：原則2年以下 監査役：原則4年以下
総会	必要ない	開催しなければならない	
最高議決機関	有限責任社員	株主総会	
決算の公告	必要ない	決算期ごとに行う	
出資分の譲渡	全社員の同意がなければできない	取締役（会）の承認が必要	自由
組織変更	全社員の同意により、合同会社、合資会社、株式会社に変更できる	株主総会の決議により、合同会社、合資会社、合同会社に変更できる	

※ 合同会社の欄の「社員」とは従業員のことでなく出資者のこと

新設の合同会社は、共同事業に最適

合同会社は、出資者全員が有限責任であり、なおかつ意思決定方法や利益分配方法を自由に決められる唯一

の会社種類である。このような会社を欧米でLLC (Limited Liability Company) と呼ぶため、合同会社を日本版LLCと呼ぶこともある。

合同会社は、異質の人的資源を生かす事業に適している。たとえば合同会社設立に際し、AさんはBさんの倍額を出資。だが、事業はBさんの専門能力に負う。だから「両者の利益分配率は同等」と決めることも可能なのだ。株式会社は、出資比率≠分配比率なので、こうした取り決めができない。この点に株式会社ではなく、合同会社を設立する最大のメリットがある。

資本金の額を決めよう

**資本金は必要資金と
将来展望で割り出す**

会社法施行により、資本金の下限制限が撤廃されたのはいいが、「では、いくらなら適切なのかわ」と悩む人も現れてきた。最低ラインとしては、事業を起し、続けるのに必要な金額と考えればいい。それが100万円なら、当初の資本金も同じく100万円がいい。ただし、会社法の要点のページでも触れたように、利益分配を確実に実施したい場合は、資本金を300万円以上に設定したほうが無難である。

また、株式会社の場合、当初の資本金とは別に「発行可能株式総数」を定款に記載する必要がある。将来のビジョンにもとづき、最大、どこまで増資するかを考えて株式の発行可能総数（イコール資本金の額）を決めておくわけだ。仮に当初は100万円円でスタートしても、将来は1000万円の資本金にしたいと考えているならば、その額に対応する株式数を記載しておけばいい。ただし、ここから

らが重要。「定款で株式譲渡制限をしない会社の発行可能株式総数は、発行済株式の4倍まで」という規制がある。つまり、100万円円で設立した非譲渡制限会社の場合は、最高で400万円までしか増資ができないわけだ。なので将来、仮に資本金を1000万円にしたいのなら、最低でも250万円の資本金でスタートすべきである。

なお、資本金を「会社設立に必要な費用、ないしは資金」と思い込んで、そのまま手を付けない人もたまにいるが、それは間違い。資本金は事業の開始・発展のために積極的に使うべき資金である。

出資を受ける場合は 持ち株比率に注意

出資は融資（借入れ）と異なり、原則、返済不要の資金である。それだけに資金繰りのうえでは、非常に使い勝手のいい資金といえる。ただし、出資を受けるといことは、株式会社であれば、合同会社であれば、そのほかの会社であれば、自分以外に、その会社の所有

者が誕生するということが、この方法で資金調達を図る際に注意してほしいのが、自分と他者との持ち株比率（出資比率）である。自分が起こす会社なのだから、自分の意思で動かしたいと考えるなら、最低でも50%超、できれば、重要事項を議決できる67%以上の株式（合同会社などでは「持分Ⅱもちぶん」という）を自分自身で保有すべきである。

しかし、仮に500万円の資本金が必要だが、自己資金は200万円しかないという場合、残りの300万円の用意を他者に頼らざるを得なくなる。それをそっくり出資として受け入れてしまえば、その会社は他人のものも同然だ。そういう時は下の表にあるように、出資希望者から、資金の一部を融資のかたちにして出してもらい、あるいは次のページで詳しく説明するが、出資希望者の議決権を制限したり、反対に自分の議決権を大きくしたりできる株式を発行する、ないしは、出資比率とは関係なしに議決権の割合を決めることができる合同会社を設立する、などの方法を検討しよう。

現物出資の対象となるもの

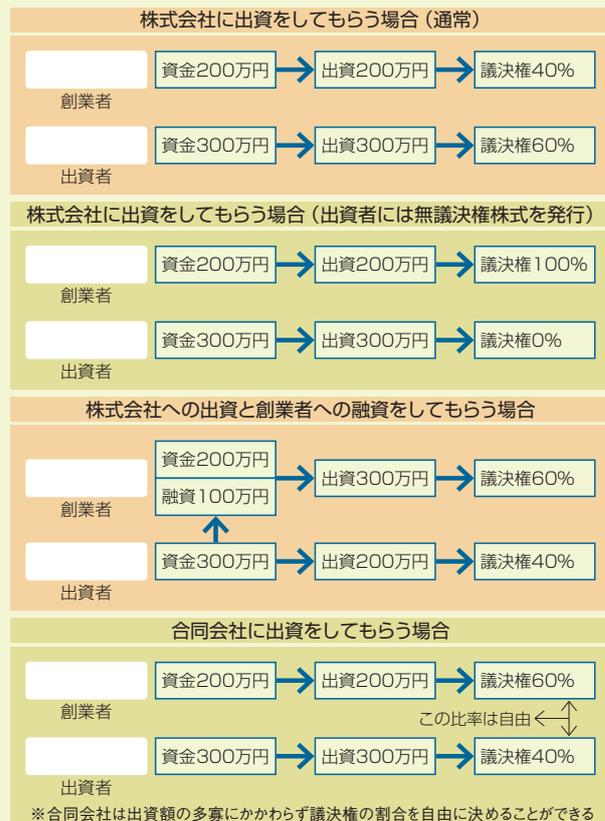
- 土地・建物などの不動産
- 代金請求権、家賃請求権などの債権
- 機械、自動車、原材料や棚在庫品など
- 営業権、漁業権
- 有価証券（株券、国債、社債、地方債など）
- 工業所有権、特許権、著作権など、かたちのない財産

※以下の資産は検査役の調査が不要となる
○500万円を超えない少額資産
○建物、土地（賃借権、地上権、地役権、採石権などを含む）、不動産鑑定士の鑑定評価にもとづき、弁護士の実証を受けた場合
○株式、国債、社債、地方債などのうち、市場価値のある有価証券で、定款に定めた価格がその相場価格以下の場合

資本金の払い込みができる金融機関

銀行	労働金庫連合会
信託銀行	農業協同組合
信用金庫	農業協同組合連合会
信用金庫連合会	漁業協同組合
信用協同組合	漁業協同組合連合会
信用協同組合連合会	商工組合中央金庫
労働金庫	農林中央金庫

出資比率と議決権の関係



株式について検討しよう

1株の額と発行株数は将来を見据えて決める

ここでは、株式会社における出資に関してさらに詳しく解説していく。ご存じのとおり、株式会社は株式の発行といたちをもつて出資を受け入れていく。したがって株式には「金額」が付けられる。その金額を決めるのも、会社を設立する人自身の仕事である。かつては「1株の金額は5万円以上」という規制もあつ

たが、現在はそうした規制もなくなり、1株は1円で、100円でも10万円でも、要するにいくらでもかまわなくなった。もつとも資本金の額が、仮に7万円だとすれば、当然のことながら1株10万円の株を発行することはできない。1株当たり最高7万円が限度である。それこそ1円会社であれば、1株1円の株式を1株だけ発行するということになる。では、現実的には1株何円の株式を何株発行するのが妥当だろうか。これは、

前のページで記したように、資本金の額や出資者の人数によって考えることができる。仮に資本金800万円を左上の表のような比率で5者が出資するとすれば、10万円を出資するEさんに最低ラインを合わせ、1株を10万円以下で発行する必要がある。また、将来さらに小口の出資者を募集したいと考えるなら、1株を2万円や1万円にしてもいい。いずれにしても、1株の金額をあまり高額に設定することは避けた。たとえば

1株を100万円とすると、100万円単位でなければ増資ができなくなってしまう。また、増資によって第三者に株を引き受けてもらう際も、1株が高すぎると、持ち株比率に悪影響が出かねない。なので結論としては、1株1万〜10万円程度が妥当な範囲になるだろう。

「種類株式」も積極的に導入しよう

株式の専門家や実務家以外にはなじみが薄く、聞いても、わかるようでわからないのが「種類株式」。だが必要にこれは、「発行できる株式の種類」

1株を100万円とすると、100万円単位でなければ増資ができなくなってしまう。また、増資によって第三者に株を引き受けてもらう際も、1株が高すぎると、持ち株比率に悪影響が出かねない。なので結論としては、1株1万〜10万円程度が妥当な範囲になるだろう。

出資額と「設立に際して発行する株式の総数」の関係

	出資額	1株10万円の場合の株式数	1株2万円の場合の株式数
Aさん	410万円	410万円÷10万円=41株	410万円÷2万円=205株
Bさん	200万円	200万円÷10万円=20株	200万円÷2万円=100株
Cさん	150万円	150万円÷10万円=15株	150万円÷2万円=75株
Dさん	30万円	30万円÷10万円=3株	30万円÷2万円=15株
Eさん	10万円	10万円÷10万円=1株	10万円÷2万円=5株
合計	800万円	800万円÷10万円=80株	800万円÷2万円=400株

発行できる株式の種類

1	優先株式・劣後株式	利益配当や会社解散時の残余財産の分配について、他の株に比して優先ないしは劣後する株式
2	議決権制限株式	株主総会での一部の事項における議決権がない株式。すべての事項に議決権がない「無議決権株式」も発行できる
3	譲渡制限株式	株式の譲渡や贈与などによる取得に関して、会社（取締役会など）の承認を要する株式
4	取得請求権付株式	株主が会社に対して株式を取得する（買い取る）よう請求できる株式
5	取得条項付株式	一定の事由が生じた場合、会社が、株主の同意を得ずに株主から取得する（買い取る）ことのできる株式
6	全部取得条項付株式	株主総会の特別決議によって、会社が株主から全部を取得する（買い取る）ことのできる株式
7	拒否権付株式	通称黄金株。株主総会などの決議事項のうちの一定の事項について、「当該種類株主総会決議も必要」とすることで、結果的にその決議事項に対する拒否権を持つ株式
8	取締役・監査役の選・解任権付株式	当該種類株主による種類株主総会の決議だけで、取締役や監査役を選任もしくは解任できる株式
9	人的種類株式	通称VIP株。配当や残余財産分配、議決権などを株主ごとに異なる定めをした株式。「A株主は1株につき2議決権」などと決めることが可能
10	普通株式	「普通株式」は通称。上記1〜9の株式のように、特殊な条項を付加していない「一般的な株式」のことをいう

小さな会社が第三者から出資を受ける際には、非常に使い勝手のいい株式である。また、たびたび触れている「株式譲渡制限」だが、この取り決めによって発行される株式が「譲渡制限株式」であり、これも発行可能な種類株式のひとつになる。ほかにも左の表にあるように、様々な条項を付加した株式が発行可能だ。中には将来の事業承継（後継者へのバトンタッチ）の際に効力を発揮する種類株式も複数ある。すぐに必要がないとしても、どのような種類株式の発行が可能なのか、理解しておいて損はない。

「機関」を設計しよう

会社の運営スタイルを決めるのが機関設計

会社には「物事を決める」「正しく遂行されたかどうかをチェックする」などの機能が不可欠である。機関とは、それらの機能を、責任と権限を持ってつかさどる役割のこと。株式会社を例にすれば、「決める機関」は株主総会、「遂行する機関」は取締役（あるいは取締役会）、「チェックする機関」は監査役（あるいは監査役会）などとなる。

従来の法律は、この機関のあり方をほぼ一律で強制していた。だが会社法は、30種類以上の機関設計パターンの中から、会社を設立する人自身が、自分の会社にとって適切なものを自由に選択できるようにしたのである。要するに、会社規模の大小や株式公開意思の有無、そのほか、会社経営に対する考え方を勘案して、その会社に合う機関を置くことが可能になったわけだ。ざっくりばらんに言えば、機関設計とは、会社の運営スタイルを決めるこ

と。そう理解すると早い。ただし、事業部や部、課などは、個々の会社が任意に置く組織の名称であって、機関ではない。混同しないように。

譲渡制限会社なら簡易な機関設計も可能

たびたび話題にした譲渡制限会社だが、これは「自社の株式を譲渡（売買したり、贈与したり）する際は、取締役会の承認を要する」などの決め事を定款に記載している株式会社のこと。その会社の経営に対して敵対的だったり、不適切だったりする相手に株式を取

得られて、会社経営が左右されることを阻止するため手だてである。この制度は、会社法施行以前から存在していた。それが会社法において改めてクローズアップされたのは、譲渡制限会社になった場合は、取締役会を設置しなくてもよい。取締役が1人以上いればよい。監査役は置かなくてもよいなど、きわめて簡易な機関設計を選択することが可能だからだ。さらに役員の任期も、

取締役2年、監査役（置いた場合）4年のところを、譲渡制限すれば、いずれも10年まで延長できるようなったためである。

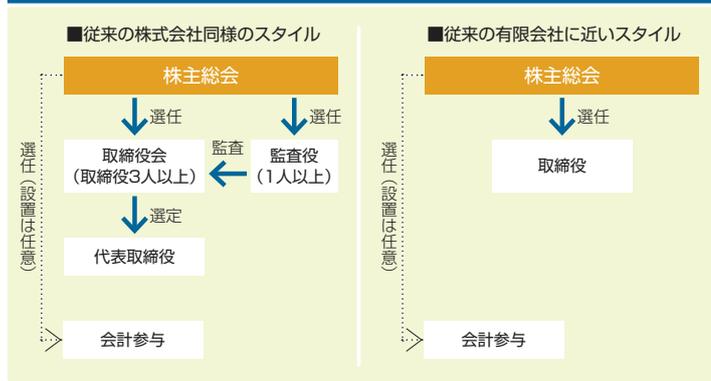
つまり株式の譲渡を制限すれば、安定経営に加えて機関を維持するための手間やコストも大幅に削減されるというわけだ。

なお、上場を図る株式会社はこうした制限を設けることはできない。上場審査段階で、「株式に譲渡制限が付されていないこと」が要件となっているからだ。

新たに導入された「会計参与」制度

会社法は「会計参与」という新機関を登場させた。ただし、この機関を置くかどうかはまったくの自由。会計参与とは、会社の計算書類の作成などに職務を限った機関であり、就任できるのは、税理士（税理士法人含む）か、公認会計士（監査法人含む）に限られている。つまり、計算書類を作成する専門機関を設置することで、監査役を置かない会社の信頼性を担保しようという制度である。

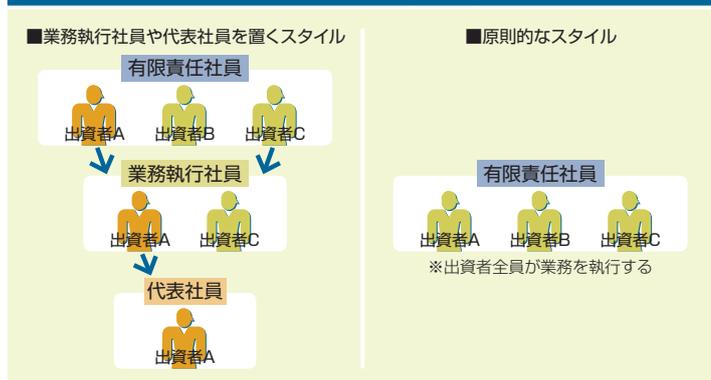
株式会社の機関設計例



株式会社の機関設計パターン(大会社以外の場合)

		会計監査人を設置しない場合	会計監査人を任意で設置した場合
譲渡制限会社	取締役会非設置会社	取締役	取締役+監査役
		取締役+監査役	取締役+監査役+会計参与
		取締役+会計参与	
	取締役会設置会社	取締役+監査役+会計参与	
		取締役会+監査役(会)	取締役会+監査役(会)
		取締役会+会計参与	取締役会+三委員会
非譲渡制限会社	取締役会非設置会社	取締役+監査役(会)+会計参与	取締役会+監査役(会)+会計参与
			取締役会+三委員会+会計参与
		取締役会+監査役(会)	取締役会+監査役(会)
	取締役会設置会社	取締役+監査役(会)+会計参与	取締役会+監査役(会)+会計参与
			取締役会+三委員会+会計参与
			取締役会+三委員会

合同会社の機関設計例



※1 大会社とは資本金5億円以上、もしくは負債200億円以上の会社
 ※2 三委員会とは、指名委員会、監査委員会、報酬委員会のこと
 ※3 すべての機関設計パターンに必須の「株主総会」は表示を省略した

商号や目的などを決めよう

会社名の付け方にもルールがある

会社設立準備の中で、もっとも胸躍る作業が、商号（社名）の考案かもしれない。我が子も同然に命名するのだから、やはり気分は高揚する。だが、もちろん商号の付け方にも制限はある。法務局で不適切と判断されれば、変更せざるを得ないので、右下の表を参考に、ミスのないよう進めてほしい。

なお、会社法施行によって類似商号規制は撤廃されたが、「同一住所での同一商号」は認められていない。大型のテナント系オフィスビルなどには何十〜何百社と会社が同居している場合もあり、「同一住所での同一商号」は十分に起こり得る。そうした施設に本店を設ける予定のある人は、念のため、事前に法務局で商号調査をしておくほうが無難である。

事業目的記載のための4つのポイント

定款に記載する会社の目

的にもルールがある。目的が認められるためには、大きく分けて4つのポイントをクリアする必要がある。

第1は適法性。その事業が法に反したものでないこと。第2は営利性。ボランテアなどの営利を指さない活動は不適切となる。第3は具体性。第4は明確性である。ここが難しい。たとえば、「RSSマーケティング支援業」は認められるだろうか？

「インターネットにおけるマーケティングの支援業」ならどうだろうか。前者のほうが具体性はあるが、後者のほうが明確性はある。結局、具体性や明確性を判断するのは登記官であり、その人たちがどう思うにかかっているのが実情だ。なので不安があれば、事前に法務局を訪ね、相談しておいたほうがいいだろう。

本店所在地の決定は、慎重に行うべき

本店所在地は、国内ならどこに決めてもかまわない。が、その場所の所有者から了承を取らずに本店登記することは問題である。仮に

自宅を本店所在地にする場合でも、賃貸住宅などは、住居目的以外には使用しない旨の契約を交わしているのが一般的だし、所有するマンションであっても、管理組合の規約で住居目的以外の使用を禁止している場合もある。これらの点に注意して本店所在地を決めよう。

決算月は、自由に決められる

事業年度もあらかじめ決めておく必要がある。

会社は1年ごとに決算するので、何月を決算月にするか決め、その1年前の月から決算月までを事業年度とするわけだ。ある程度、業務の繁閑具合が予測できるなら、業務が一段落する時期を決算月にする考え方はある。少なくとも、繁忙期の最中に決算月を迎える（たとえば7〜9月にまたがって大きな仕事があるのに、8月に決算する）ような設定は避けたい。

一方、年間で繁閑の差がない事業であれば、事業開始予定月から、できるだけ遅い時期に決算月を置いたほうが慌てずに済むだろう。

目的を記載するうえでの注意点

文章表現についての制限	× 不適格な表現の例	◎ 適格な表現の例
違法、公序良俗に反する行為の表現	生命保険の代理店業	生命保険の代理
	株券の売買	株式投資業務
	在宅看護の請負	在宅介護サービス
	遺骨を粉末状にする作業	葬儀・火葬業
利益を挙げ得る可能性がないと判断される表現	国外芸能人の交流契約	● 国外演芸の演奏請負 ● 芸能、スポーツに関する興行
	技術普及指導	● 事業者の労務管理に関する指導 ● 小学生の学習塾の経営
具体性や明確性に欠ける表現	社会福祉への出資	● 老人ホームの経営 ● 医療機関に対する看護師の紹介、斡旋
	飲食業	飲食店業
	雑貨類の販売	日用品（家庭用品・インテリア用品）雑貨の販売
	メディアを利用した商品の販売、仲介システム	インターネット上のショッピングモールの開設
アルファベットや外国文字を使用した表現	介護関連サービス	● 介護要員の紹介、斡旋 ● 介護ベッド、車椅子などの介護機器の販売
	情報サービス業	● 情報処理サービス業 ● 情報システムの企画、管理運営に関する業務
以前は一般常識として定着していなかったため、使用できなかったが、現在は許可を得られているカタカナ表現	PR	ピー・アール
	OA	オフィスオートメーション
	Webソフト	ウェブソフト
エステティックサロン アロマテラピー ネイルサロン	コンビニエンスストア カラオケボックス インターネット	

商号を選択するうえでの注意点

選定の制限	商号例
会社の種類に従い、株式会社、合名会社、合資会社、合同会社という文字を商号の初め、または末尾に必ず入れなければならない	株式会社〇〇 〇〇合名会社 〇〇合資会社 合同会社〇〇
行政機関類似名など公序良俗に反する商号は使用できない	合資会社〇〇公安調査機関 合同会社〇〇法務省 株式会社〇〇警察
法律で禁止された文字を商号中に使ってはいけない	銀行でない事業で、合資会社〇〇銀行 〇〇信託銀行合同会社 病院でない事業で、〇〇〇〇医院 損害保険会社で、〇〇生命損害保険会社
財務省令で定められている会社は、その業務を示す文字を商号中に入れなければならない	〇〇銀行 〇〇証券 〇〇損害保険 〇〇生命保険
文字は漢字、ひらがな、カタカナ、ローマ字で表記する。アラビア数字や一部の記号も使用できる	株式会社スタート 株式会社START スリーセブン合同会社 777合同会社
本店の商号に支店を表すような文字は使用できない	株式会社〇〇支店 合同会社〇〇出張所
個人事業の場合、商号の中に、会社であることを示すような文字は使用してはいけない	〇〇カンパニー 〇〇コーポレーション
営業所在地が違って、商号はひとつしか使用できない。また、会社の場合、営業の種類が異なる時でも、複数の商号を使うことはできない	
ほかの会社の本店所在地と同一の住所では、同一の商号を使用できない	

設立手続きに備えよう

自分で手続きするが プロに委任するか

会社は法人の一種である。

法人とは、個人のように、自然に生まれた人ではないが、個人同然の権利や義務を有している、「人為的に生み出された人」という意味だ。したがって、個人が出生を届け出なければ、その存在が認められないのと同様、法人も登記をしなければ、その存在は認められない。そして、登記するためには、法律にのっとりた手続きを経て生まれようとしていなければならないことを、法務局に認めてもらわなければならない。

ここで選択が分かれる。設立までの段取りや書類作成・提出などを自分で行うのか、代理人に依頼するのかがある。代理人には、司法書士や行政書士を選任するのが一般的。これらのプロに委任すれば、有償ではあるが、スムーズに作業を進めてくれる。ただし、自分が会社をつくるという実感は薄れるだろう。反対に自力で行う場合は、それなりの学習と作業に時間を費

やすことになる。自力で進めること自体に無理はないが、最終的には費用や時間との関係も考慮して選択してほしい。

最低でも、定款は 自分自身で作成する

手続きの基本は自力で進め、一部だけをプロに依頼するといった方法もある。たとえば作成した定款には4万円の収入印紙を貼付する必要があるが、電子認証制度を利用し、電子文章で作成した定款（FD保存文章）を提出すれば印紙は不要になる。ところが電子認証を行うための設備をそろえるには10万円ほどかかってしまう。そこで、行政書士など設備を有するプロ

に、4万円以下の費用で電子認証だけを依頼すれば手間とコストの両方を削減できるわけだ。

なお、定款に記載する内容だけは、プロの指導を受けながらでもいいので、自力で起草・決定し、文章化したい。定款は、いわばその会社の憲法である。誰のためでもない、自分の独立のために会社を設立するの

だから、ここは頑張ろう。いずれにしても、プロに「丸投げ」することは避けてほしい。手続きを委任するならば、どんなビジョンを持っているのかをしっかりと伝え、打ち合わせし、また、進捗状況もまめに報告を受けるようにして、プロと共に会社を設立するのだ、という姿勢を保つていこう。

関係機関について 事前に確認しておく

設立手続きを進めるために、必ず出向くのが金融機関と法務局だ。株式会社の設立を予定している場合は、それらを訪ねる前に、公証役場へ出向く必要がある。

金融機関は資本金の額のページで紹介している「資本金の払い込みができる金融機関」であれば、どこでもいいが、会社設立後に取引予定のある店舗を利用するのが一般的。法務局は、本店所在地によって管轄が決まっているので事前に確認しておくこと。なお、公証役場は、本店所在地がある都道府県内であれば、どこを選んでもかまわない。

設立手続きを代行してもらうために(1)



日本司法書士会連合会
<http://www.shiho-shoshi.or.jp/>

管轄法務局を確認するために



法務省法務局
<http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/>

会社法をさらに理解するために



法務省「会社法パンフレットPDF」
<http://www.moj.go.jp/MI/MIJ/minji96.pdf>

設立手続きを代行してもらうために(2)



日本行政書士会連合会
<http://www.gyosei.or.jp/>

公証役場を探すために



日本公証人連合会
<http://www.koshonin.gr.jp/index2.html>

申請書記入の参考のために



法務省「商業・法人登記申請」
<http://www.moj.go.jp/ONLINE/COMMERCE/11-1.html>

設立手続きを進めよう

焦らず、慌てず、じっくりと取り組む

会社法の施行により、会社設立手続きは以前よりずいぶんと簡略化された。なので、できる限り、自力設立に取り組んでほしい。ただし、「急いで仕事を仕損じる」である。どうしても設立を急ぐ事情がある時は、やはりプロに託すのが正解だ。自分で手続きを進めるメリットは、支出の抑制や達成感の獲得だけでなく、会社経営者として必須の知識を实地で学べる点にある。たとえば、定款、資本金、決算、利益配当、登記簿謄本……。これらは会社設立後にも頻繁にかかわりを持つ言葉である。これらの知識を早めに習得しておけば、後が楽である。わからない事柄を、ひとつずつ潰していった、丹念に設立手続きを進めていけば、会社がこの世に誕生する頃には、大切な知識と事業開始への強い意欲を確実に獲得しているはずである。

登記申請時に必要な書類	
登記申請書	収入印紙を貼付した登録免許税納付用台紙をセットする
定款	公証役場で認証されたもので、「謄本」と刻印されているもの
残高証明書	金融機関に発行してもらったもの
取締役会議事録	株式会社の場合。取締役1人で、代表取締役を選定せず、かつ、定款に本店所在地を記載しているなら不要
就任承諾書	株式会社の場合。定款で定めた役員と発起人とかまったく同一であれば不要
代表取締役の印鑑証明書	取締役1人の場合は取締役の印鑑証明書
代表社員選出についての総社員の同意書	合同会社など、株式会社以外の会社を設立する場合に必要。ただし、代表社員を選出しない場合は不要
別紙	非コンピュータ庁では「登記用紙と同一の用紙」
代表者の印鑑届出書	会社の代表印を法務局に登録するためのもの。代表者個人の印鑑のことではない

株式会社

発起人を決定する

発起人は1人以上でよい。発起人は、登記完了までいっさいの手続きを進めていく。

商号の事前確認を行う

次の「会社の基本事項を決定する」の中の一つに商号（社名）の決定があるが、同一住所にすでに登記されている会社名と同じ名前を付けることは禁止されている。事前に本店予定地の登記所へ行き、同一商号の有無を調べておく。

会社の基本事項を決定する

商号（社名）、目的（事業内容）、本店所在地、資本金（出資額）などはこの時点で決めておく。そのほか会計年度は何月から何月までにするか、役員には誰が就任するのか、役員報酬（給料）はどうするか、設立費用は会社負担にするのか、また株式会社の場合、株式は何株発行するのかなどを決めておく。

会社代表者印などをつくる

商号が確定したら、会社代表者の印鑑を作成する。設立登記の際にこの代表者印の届出が必要になる。またその後の契約書作成時などでも代表者印が必要。この時併せて銀行印、社名印、所在地・電話・社名の入ったゴム印なども一緒につくっておくといい。印鑑作成代金は一式およそ4万〜10万円。注文から1週間後ができれば好ましい。早めに注文しよう。

関係者個人の印鑑証明書を取る

必要とされる関係者や枚数、提出先などは株式会社と合同会社では異なる。詳しくは法務局に問い合わせを。なお有効な印鑑証明書は登記申請日から逆算して3カ月以内に発行されたものである。

定款を作成する

商号、目的、本店所在地、発行可能株式総数、公告方法、発起人の氏名と住所、株式や株主、役員に関する事柄などを記載する。株式の譲渡制限を記載する際は、「当会社の株式を譲渡するためには取締役会の承認を得なければならない」と定めるのが一般的。なお、株式の譲渡制限をした場合は、取締役や監査役の任期を最長10年まで延ばせるので、必要があればそのことも記載しておく。作成後、4万円の収入印紙を貼付する。

合同会社

社員（出資者）を決定する

出資し、業務執行に携わる有限責任社員1人以上が必要。

定款を作成する

商号、目的、本店所在地、社員（出資者）の氏名または名称と住所、社員全員が有限責任社員である旨、社員の出資の目的およびその金額または評価基準などを記載する。また、業務執行社員や代表社員を置く場合は、そのことも記載。さらに2人以上の社員がいる場合は、配当や議決権の割合についても定款で決めておく。作成後、4万円の収入印紙を貼付する。

会社設立にかかる諸費用

手続き	項目	合名会社・合資会社	合同会社	株式会社	備考
定款認証 (公証役場)	収入印紙代	0円(不要)	4万円 ただし電子文書なら0円(不要)		定款認証のためにかかる費用は、どの公証役場でも同一金額
	認証手数料		0円(不要)	5万円	
	謄本手数料		0円(不要)	定款のページ数×250円	
残高証明 (金融機関)	発行手数料	0円(不要)	200円		残高証明書ではなく、出資金の払込保管証明書の発行を受ける場合は、出資金の1000分の2.5程度。金融機関によって異なる
登記申請(登記所)	登録免許税	6万円(一律)	6万円以上	15万円以上	出資金の1000分の7。ただし、最低額は株式会社15万円、合同会社6万円。ほかは一律6万円
登記完了確認など (登記所)	登記簿謄本	1通1000円×必要数			登記完了確認や資本金の引き出し、税務署など諸官庁への届出用
	印鑑証明書	1通500円×必要数			
	合計	約6万~7万円	約6万~11万円	約21万~25万円	

※上記のほか、代表者印として登記所に届ける印鑑の作成代金がかかる。金額は材質などにもよるが、ついで2万円程度、黒水牛で3万~5万円程度が目安

公証人に定款の認証を受ける

公証役場へ行き、作成した定款を公証人に認証してもらう。この時、認証手数料5万円程度が必要。

引受株式数を決定する

発起人は1人につき最低1株以上の株式を引き受けなければならず、それぞれ何株を引き受けるのかをこの段階で決める。ちなみに発起人だけで発行株式のすべてを引き受ける「発起設立」が一般的だが、発起人以外にも株主を募集する「募集設立」という方法もある。

委託金融機関へ株金(出資金)を払い込む

株式会社の発起人や合同会社の社員(出資者)は、引き受けた株数(出資口数)に該当する金額を、会社が指定した銀行や信託会社などの金融機関に払い込み、金融機関から残高証明書を発行してもらう。この証明書がないと設立登記はできない。

創立総会を開催する

発起設立の場合は、取締役と監査役を選任しておけば、開催は不要。募集設立の場合は開催義務がある。総会正副議長は議長選出、発起人による創立事項の報告、定款の承認決議、取締役と監査役の選出、その他を行い、議事録を作成する。

取締役会を開催する

選出された取締役によって取締役会を開催する。ここではまず代表取締役の選出を行い、次に本店の正確な所在地(定款では行政区域だけを記載)を決定。最後に総会で決まった取締役の報酬総額の範囲内で各取締役の報酬を決める。取締役が1人の場合は開催不要。

設立登記申請書を作成し、登記申請する

申請書の記入は特別難しいものではない。すでに定款に記載した事項や総会の決定事項(合同会社は不要)を再度記入する程度。この申請書など、前ページの「登記申請時に必要な書類」にあるものを法務局の登記所に提出する。書類は記載もれがないかどうかよく確認し、決められた順と指定されたところとでまとめる。また、目的(事業の内容)が抽象的すぎる場合などは補正が必要になり登記まで時間がかかるので、不安な場合は事前に登記所に向いて相談するとい。

会社設立

補正の必要がなく、書類が登記所に受理されれば会社設立となる。ついに会社誕生！この後は諸官庁への届出や銀行口座開設などに登記簿謄本や代表者印の印鑑証明書が必要になるので、すぐにそれらを申請する。

諸官庁への届出をする

設立登記が無事済んだら、税務署や市区町村役場、労働基準監督署、社会保険事務所など諸官庁へ必要な届出を行う。

LLP設立の ための 基礎マニュアル

新たに登場した 共同ビジネス向き制度

合同会社（日本版LLC）などの新設を規定した会社法より、ひと足早く施行されたのがLLP法（有限責任事業組合契約に関する法律）である。その名称からも類推できるように、LL

LLPの3大特徴

有限責任	出資者は出資額の範囲内での責任しか負わない
内部自治原則	出資者自身が経営を行い、利益や損失の分配方法も出資者が自由に決められる
構成員課税	出資者に直接課税されるので、法人課税と配当課税の二重課税を回避できる

CとLLPは似た性格を有している。LLCはLimited Liability Companyの略称であり、LLPはLimited Liability Partnershipの略称である。日本の場合、正式にはLLCを「合同会社」、LLPを「有限責任事業組合」と呼ぶ。どちらも、すべての出資者が有限責任であり、なおかつ、意思決定方法や利益分配方法を出資者同士が自由に定めることを認められた組織である。したがってすでに解説した合同会社の特徴と同様、LLPも、人的資源を生かす共同事業に適した器である。ただしLLPは法人ではない。その理由は次で説明するLLP特有の課税方式にある。この課税方式こそが、LLPの最大の魅力であると共に、合同会社（LLC）との大きな相違点となっている。

合同会社（LLC）を始め、LLPも、人的資源を生かす共同事業に適した器である。ただしLLPは法人ではない。その理由は次で説明するLLP特有の課税方式にある。この課税方式こそが、LLPの最大の魅力であると共に、合同会社（LLC）との大きな相違点となっている。

最大のメリットは 構成員課税方式

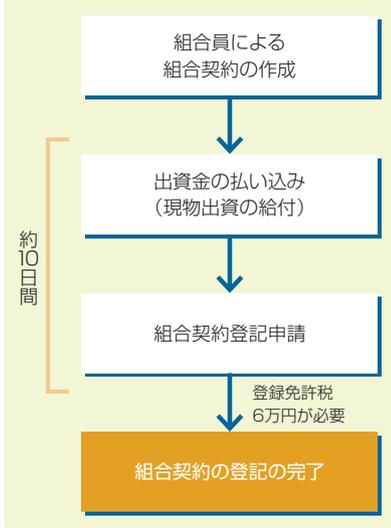
合同会社（LLC）を始め、会社はすべて法人である。ということはその法人の所得には法人税が課せられる。対してLLPは法人ではないため、LLP自体に課税は行われない。つまり、何年にもわたって赤字を出し続けても、まったく課税されないのである。では、どのような時に課税が発生するのか？ LLPへの出資者が、そのLLPから利益分配を受けた時に限り、各出資者に対して課税が行われる。このような方式を構成員課税（あるいはパススルー課税）と呼ぶ。

合同会社（LLC）を始め、会社はすべて法人である。ということはその法人の所得には法人税が課せられる。対してLLPは法人ではないため、LLP自体に課税は行われない。つまり、何年にもわたって赤字を出し続けても、まったく課税されないのである。では、どのような時に課税が発生するのか？ LLPへの出資者が、そのLLPから利益分配を受けた時に限り、各出資者に対して課税が行われる。このような方式を構成員課税（あるいはパススルー課税）と呼ぶ。

出資者に利益分配をした場合、いわゆる二重課税を回避することができる。具体的には次のページの「株式会社とLLPの課税方法の違い」を参照してほしい。

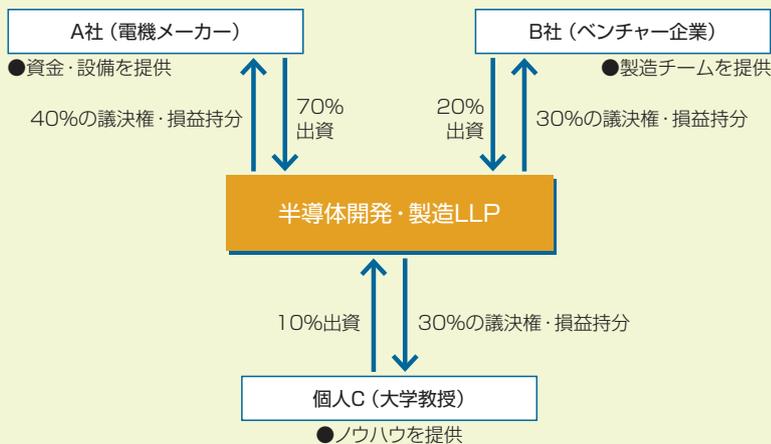
一方、赤字の場合は、出資者が損益通算（納税者が別々の損益を一本化して課税所得を算出する税法上の制度）できるため、各出資者は自らの所得からLLPの赤字を差し引くことができる。これも次のページの「同じ表を参照してほしい。出資者のA社に1000万円の課税所得があっても、LLPから分配される赤字▲1000万円を通算すれば、所得は0円となり、A社への課税は行われないことになる。言うまでもないが、仮にLLPから分配される損失が▲800万円だとすれば、1000万円から800万円を引いて、A

LLPの開設フロー



出資比率とは異なる議決権・損益分配の想定例

大手電機メーカーA社と特殊製造技術を有するベンチャー企業B社、関連特許を多数有するC教授が、次世代半導体開発・製造共同事業を起こす場合



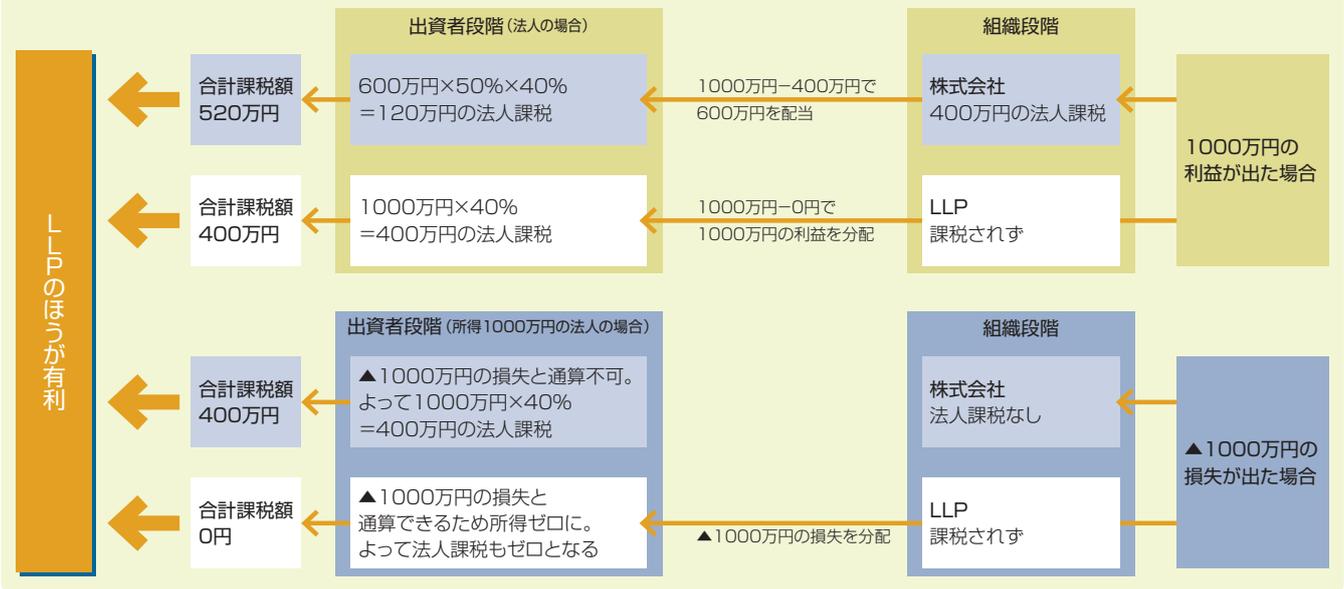
社の課税所得は200万円ということになる。

ただしLLPから 給料は受け取れない

こうやって説明すると、似た性格の合同会社（LLC）を選ぶメリットがないように思われるかもしれないが、実はそうとも言えないのだ。LLPの出資者は、そのLLPから利益分配を受けられることもできる。報酬（給料）を受け取ることが可能。したがって独立に際し、どちらを選ぶかとなった時は、立ち上げる事業が「本業」なら、安定的に報酬を得られる合同会社を選ぶ、反対に、本業とは別の共同事業などを立ち上げるなら、課税上有利なLLPを選ぶ、といった考え方もできる。

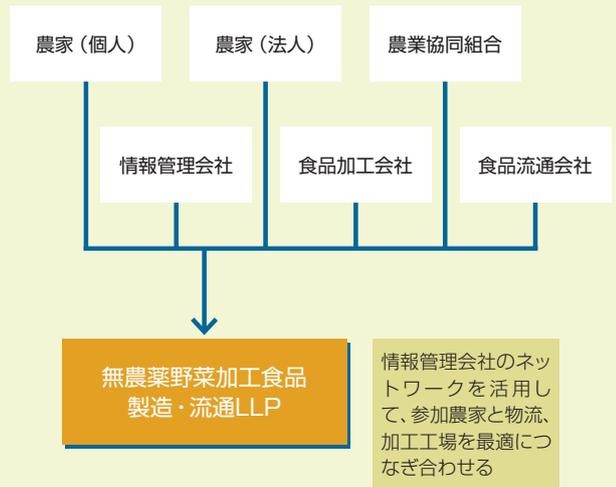
報酬（給料）を受け取ることができない決まりがある。対して合同会社の場合、出資者は、配当も報酬（給料）も受け取ることが可能。したがって独立に際し、どちらを選ぶかとなった時は、立ち上げる事業が「本業」なら、安定的に報酬を得られる合同会社を選ぶ、反対に、本業とは別の共同事業などを立ち上げるなら、課税上有利なLLPを選ぶ、といった考え方もできる。

株式会社とLLPの課税方法の違い



LLPを活用したビジネスの想定例

【想定例B】 農業者と食品加工会社、食品流通会社などが、無農産野菜加工食品の製造・流通共同事業を起こす



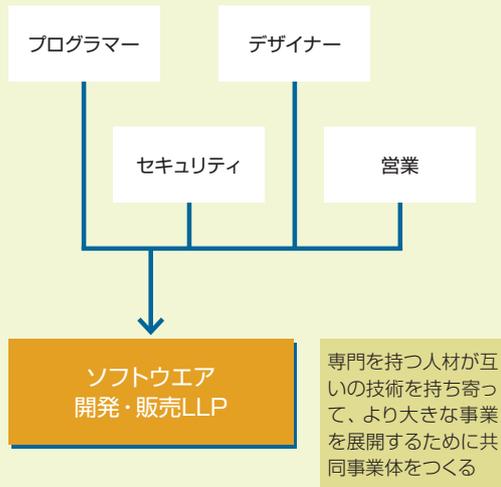
LLPを選択すると……

- LLP契約により、組織全体のルールづくりを簡易に行うことができる
- 事業への貢献に応じた損益分配を設定できる
- 赤字の場合、各出資者の所得と通算することができる
- 黒字の場合、LLPには課税されず、各出資者への配当にのみ課税される

業務提携契約で実施した場合

- △契約の数が多数に及び、関係が複雑化する
- △参加者のインセンティブを引き出す報酬体系をつくりにくい

【想定例A】 プログラミングやグラフィックデザイン、セキュリティ、営業などの専門的な能力を有する人材が、ソフトウェアの開発・販売共同事業を起こす



LLPを選択すると……

- 出資比率にかかわらず、専門家的人的貢献に応じて議決権と損益分配を設定できる
- 取締役会などの設置が不要
- 赤字の場合、各出資者の所得と通算することができる
- 黒字の場合、LLPには課税されず、各出資者への配当にのみ課税される

株式会社に実施した場合

- △出資比率に応じて議決権や配当割合が決まるため、専門家的人的貢献に報いることができない
- △取締役会を設置する必要が出てくる
- △赤字の場合、各出資者の所得と通算することができない
- △黒字の場合、会社に法人税が課税されたうえで、各出資者への配当にも課税される